

第5回やまがた土産菓子コンテスト開催要領

1. 目的

- (1) 「山形ならではの」の人気の高い土産菓子の開発及び県内製造を推進し、県産農産物等の利用拡大、地域における経済効果の増幅・循環を図る。
- (2) 県産農産物等を使用した県内製造の土産菓子の優良商品を顕彰し、県内外に向けて広く発信することで、更なる新商品開発の促進と販路の拡大を図る。

2. 主催、共催及び後援

主催：やまがた食産業クラスター協議会

共催：山形県、おいしい山形推進機構、山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会

後援：J A山形中央会、山形県菓子工業組合、山形県洋菓子協会、山形県和菓子協会、山形県米菓工業協同組合、山形県醤油味噌工業協同組合、山形県漬物協同組合、山形県牛乳普及協会

3. 募集

(1) 応募対象者

県内で土産菓子を製造又は販売する事業者、農産加工事業者

※いずれも営業許可を得て製造・販売を行っている方とします。

※製造者以外の方が応募する場合は、製造者の承諾を得て応募してください。

※土産菓子：持ち運びを想定した、洋菓子・和菓子・その他の菓子（焼菓子、米菓、油菓子、干菓子、豆菓子、キャンデー、アイスクリーム 等）

(2) 応募商品の条件

以下の条件を満たす土産菓子とします。

- ・ 県産農産物等（加工品を含む）を原材料に使用していること
- ・ 商品の最終製造を県内で行ったものであること
- ・ 過去3年以内に開発された新商品で、既に販売又は販売を予定しているものであること（開発には、パッケージ等の仕様をリニューアルした商品を含む）
- ・ 提供されたその場で消費するものではなく、保存性や輸送性を有したものであること
- ・ 商品に関しては、品質表示などの関係法令等を順守していること

※なお、過去にやまがた土産菓子コンテストで入賞した商品は応募できません。

(3) 出品数

- ・ 1者2商品までとします。

(4) 募集部門

① 『やまがたの土産菓子』部門

「山形ならではの」の土産品として、自店舗の他、県内観光施設など広範囲で販売する商品

※『わがまちの土産菓子』部門に該当する商品以外の商品とします。

② 『わがまちの土産菓子』部門

「わがまち自慢」の土産品として、主に産地直売所などその地域を中心に販売する商品

※販売場所が製造者の自社店舗（自社店舗以外の店舗でも販売している場合は、当該店舗が2店舗以内）に限る商品又は販売場所が製造者の所在する市町村若しくは当該市町村に隣接する市町村の区域内に限る商品とします。

注) 応募部門については、主催者にて販売状況等の確認を行い、変更をお願いする場合があります。

(5) 募集期間

令和元年10月10日（木）～11月8日（金）

(6) 応募方法

別紙「応募票①及び②」に必要事項を記入の上、下記の申込み先までメールにて提出してください（メールで提出できない場合は、下記までお問い合わせください）。

なお、提出された応募票が1次審査及び最終審査会の審査資料となりますので、必ずカラー版で提出してください。

【申込・問合せ先】〒990-0041 山形市緑町1丁目9番30号

やまがた食産業クラスター協議会（担当：蔵増）

TEL 023-679-5081

FAX 023-679-5082

e-mail food2@y-cluster.jp

※応募票様式は、やまがた食産業クラスター協議会のHPからダウンロード出来ます。

HPアドレス <http://y-cluster.jp/>

4. 審査方法

(1) 審査員：学識経験者及び流通・デザイン等の専門家

(2) 審査基準

次の事項について、審査員が総合的な評価を行います。

- 包装・名称：パッケージデザイン、ネーミングなどに独自性があるか
- 商品外観：見た目が美味しそうか、食べたくなるか
- おいしさ：食味、食感、彩り、香りなどが優れているか
- 山形らしさ：山形（わがまち）ならではのストーリー性が感じられるか
- 値ごろ感：商品の魅力や価値などから観光客等に売れる見込みがあるか

(3) 1次審査【書類審査】

- ・応募が両部門併せて50品目を超える場合は、1次審査【書類審査】を行うことがあります。結果等については、11月中旬頃に書面にて御連絡いたします。
- ・選定された商品は、最終審査会に出品するものとします。

(4) 最終審査会【試食審査・総合審査】

- ・審査員による試食審査及び総合審査を行います。
- ・開催日：令和元年12月 7日（土）

※日程等詳細については、1次審査結果と合わせて最終審査会出品者へ11月中旬頃に書面にて御連絡いたします。

- ・場 所：山形国際ホテル（山形市香澄町3丁目4-5）

TEL 023-633-1313

(5) 出品商品の一般公開

- ・最終審査会の会場において、県民の方々へ商品を一般公開し、試食、求評及びPRを行います。
- ・出品者には原則として一般公開の会場において、直接、商品の提供及び説明を行っていただきます。

5. 表彰

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (1) 最優秀賞〈山形県知事賞〉 | 2点（各部門の優秀賞から1点選考） |
| (2) 優秀賞 | 6点程度（各部門から出展商品数に応じて選考） |
| (3) 優良賞 | 6点程度（各部門から出展商品数に応じて選考） |
| (4) パッケージデザイン賞 | 2点程度（優秀賞及び優良賞から選考） |
| | ※「該当なし」の場合があります。 |
| (5) マイスイーツ賞 | 2点（一般投票の結果により各部門から1点選考） |
| | ※(1)から(4)まで及び(6)との重複受賞もあり得ます。 |
| (6) グローバルマイスイーツ賞 | 2点（一般投票のうち外国人投票の結果により各部門から1点選考） |
| | ※(1)から(5)までとの重複受賞もあり得ます。 |
- ・出品者には表彰式への出席をお願いします。

6. 入賞特典

表彰状・記念品の授与の他、受賞者は下記の特典を受けることができます。

- (1) やまがた食産業クラスター協議会及び県のホームページや各種行事等で積極的な商品紹介を実施します。
- (2) やまがた食産業クラスター協議会及び県が主催又は共催する展示会等において、優先展示が行えます。
- (3) 受賞商品には、入賞シール（商品貼付用）を1千枚進呈します。
（必要に応じ入賞シールの意匠データを提供します。）

7. その他

- (1) 出品料は無料とします。
- (2) 最終審査会に出品する商品については、試食審査用及び一般公開試食用のサンプル品を御用意してもらいます。なお、材料費として、1万円を支給します。
- (3) 最終審査会に準備・搬入していただく商品等
 - ① 展示評価用 2個（土産品として販売される包装形態のもの）
（未開封で食品表示が見える状態のもの）
 - ② 試食審査用 10食（一口程度のサイズのもの）
 - ③ 一般公開用 150食（ 同上 ）

※商品一個のサイズが大きい菓子は、一口程度にカットした状態の数とします。

※②及び③について、搬入された応募商品は、審査会終了後に主催者において処分します。返品はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 出品商品の展示・紹介・パブリシティへの掲載等の権利は、主催者・共催者及び応募者が共有することとします。
- (5) 出品商品について、販売促進に向けた取組みに御協力をお願いする場合があります。また、販売促進の支援充実を目的として、販売状況（販売数や販路等）のアンケートをお願いする場合があります。
- (6) 応募にあたってご記入いただいた情報については、ご担当者のお名前や連絡先、写真なども含めて、本コンテストに関する取材、問い合わせなど必要に応じて第三者に提供する場合があります、応募者はこの点につきご同意いただくものとします。
- (7) 応募者は、応募する加工食品が既存の特許権や商標権等の権利を侵害することがないように、事前に特許情報プラットフォームを活用して確認した上で応募するものとする。

URL <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>